

○内閣府令第 号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）を実施するため、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>(食品安全委員会からの意見の聴取等)</p> <p>第四条 前条に規定する書類が提出された場合、内閣総理大臣は、特定保健用食品の安全性について食品安全委員会の意見を聴くものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 食品安全委員会が食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十一条第一項第一号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないと認める場合</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(新たな知見が得られた場合の報告等)</p> <p>第五条 〔略〕</p> <p>2 内閣総理大臣は、消費者庁長官が法第四十三条第一項の許可を行った特定保健用食品について、前項の報告（安全性に係るものに限る。）があつた場合その他の場合において必要があるときは、食品安全委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 消費者庁長官は、法第四十三条第一項の許可を行った特定保健用食品について、第一項の報告があつた場合その他の場合において必要があるときは、再審査を行い、必要に応じ、当該特定保健用食品に係る法第四十三条第一項の許可を法第六十二条第三号の規定により取り消すものとする。</p> <p>4 消費者庁長官は、前項の再審査（安全性に係るものに限る。）を行うに当たっては、第二項の意見を踏まえるものとする。</p>	<p>(審査)</p> <p>第四条 前条に規定する書類が提出された場合、内閣総理大臣は、特定保健用食品の安全性及び効果について、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聴くものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 食品安全委員会が食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十一条第一項第一号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないと認める場合であつて、消費者委員会が特定保健用食品の安全性及び効果の審査を行う必要がないと認める場合</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(再審査)</p> <p>第五条 〔同上〕</p> <p>2 内閣総理大臣は、消費者庁長官が法第四十三条第一項の許可を行った特定保健用食品について、前項の報告があつた場合その他の場合において必要があると認めるときは、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 消費者庁長官は、前項の意見を踏まえ、再審査を行い、必要に応じ、当該特定保健用食品に係る法第四十三条第一項の許可を法第六十二条第三号の規定により取り消すものとする。</p> <p>〔項を加える。〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この府令は、公布の日から施行する。